

審議内容

(報告第10号について都市計画課より説明)

(質疑等の要旨)

- 委員 今回の基準が適用される場所の面積は、緩衝緑地の設置対象範囲の面積のうちどの程度の割合が該当するのか。面積割合が低い場合、基準を適用する面積が1万㎡以上となっているが、その面積要件は適切なのか。
- 事務局 基準の適用面積1万㎡以上については、工業保全ゾーンでの条件として設定している。シミュレーションの結果、この基準のうち敷地周囲の延長の半分以上が公園等に接するといった立地条件に適合し得る場所としては、10か所程度と想定している。その多くは現在も工場等で土地利用されている。工業の操業環境の保全を基本としながら良質な住宅の誘導とのバランスが求められると考えており、数多くの適用事例ができるとは考えていない。また、緩衝緑地制度は昭和50年代から運用されており、これまでに10か所程度の緩衝緑地を設置した共同住宅が建築されている。
- 委員 条例改正等はないため、今回の報告を経て12月から協議を受け付けていくということであるか。
- 事務局 そうである。この基準は、住環境整備条例施行規則の中で位置付けており、具体的な内容は運用細則で定められる。現在、運用細則の改正手続きを行っている。その手続きが終わる12月中の運用開始を見込んでいる。それまでの間においても、先に開催した住環境分科会で意見聴取の上で方向性を決定済みのため、相談があれば、事業者には情報提供していく。

以 上